

【記載例 (1)-2】
認可外等 複数施設利用

記入者（施設等利用給付認定保護者）
記入日 令和 7 年 5 月 15 日

請求書と同じ日付を記入してください。

施設等利用費の請求に係る内訳書 A（償還払い用）
「認可外保育施設」「一時預かり事業」「病児保育事業」「子育て援助活動支援事業」
【令和 7 年 1 月 ～ 令和 7 年 3 月請求分】

・3ヶ月分をまとめて1枚で記入してください。

1 認定子ども(認定子どもごとに作成してください)

フリガナ	コドモ ハナコ	生年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
氏名	こども 花子		

・利用したお子様の氏名等を記入してください。
・生年月日は和暦で記入してください。

2 利用した「認可外保育施設」「一時預かり事業」「病児保育事業」「子育て援助活動支援事業」を記入（複数記入可）

①	フリガナ	〇〇〇〇〇ホイクエン	所在地及び連絡先 (市外の場合のみ記入)	電話
	施設又は事業所名	〇〇〇〇〇保育園		
	契約している利用料 ※1	月額 円 日額 1,500 円 時間額 円		
②	フリガナ	〇〇ホイクショ	所在地及び連絡先 (市外の場合のみ記入)	電話
	施設又は事業所名	〇〇保育所		
	契約している利用料 ※1	月額 円 日額 1,000 円 時間額 円		
③	フリガナ	〇〇〇〇〇エン	所在地及び連絡先 (市外の場合のみ記入)	〇〇〇市〇〇町〇〇〇-〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	施設又は事業所名	〇〇〇〇〇園		
	契約している利用料 ※1	月額 円 日額 円 時間額 300 円		
④	フリガナ	だかまつファミリー・サポート・センター	所在地及び連絡先 (市外の場合のみ記入)	電話
	施設又は事業所名	だかまつファミリー・サポート・センター		
	契約している利用料 ※1	月額 円 日額 円 時間額 700 円		

・利用した施設名を記入してください。
・複数利用している場合は複数記入してください。
・市外の場合のみ所在地等を記入してください。

※①～④に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白、裏面等に記載してください。

※1 該当箇所に〇を記入し、金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄に〇を記入し、算定した月額相当分を記入してください（小数点以下切り捨て）。

・支払額合計 c 円が「高松市施設等利用費請求書」裏面「実際に支払った利用料の額」の合計と同額になるようにしてください。

3 「認可外保育施設」「一時預かり事業」「病児保育事業」「子育て援助活動支援事業」の施設等利用費の請求の内訳を記入

利用年月日	「認可外保育施設」に支払った月額利用料 (保育料)(a) ※2 ※3	「一時預かり事業」「病児保育事業」「子育て援助活動支援事業」に支払った月額合計利用料(b) ※2	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額(d) ※4	請求金額 (cとdを比較して小さい方)
令和 7 年 1 月	33,000 円	22,900 円	55,900 円	37,000 円	37,000 円
令和 7 年 2 月	30,000 円	16,000 円	46,000 円	37,000 円	37,000 円
令和 7 年 3 月	24,000 円	9,000 円	33,000 円	37,000 円	33,000 円

・請求金額合計が「高松市施設等利用費請求書」裏面「請求金額」の合計と同額になるようにしてください。

・利用がなかった月がある場合は、その月は0円と記入してください。

※2 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する領収証と、特定子ども・子育て支援提供証明書を全て添付してください。

また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書を添付してください。

※3 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください（小数点以下切り捨て）。

※4 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は月額37,000円、第3号の場合は月額42,000円となります。

途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。

・途中で認定期間が終了する場合又は別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数（小数点以下切り捨て）

・途中で認定期間が開始される場合又は別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数（小数点以下切り捨て）

注）本内訳書は、償還払いの頻度が年4回（3か月毎）の場合としています。